

○国土交通省告示第六百一十五号  
所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

租税特別措置法第十一項第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第十一項第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のようにより改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
船舶	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第四項及び第五項並びに第二十八条第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一項第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第三項及び第五項並びに第二十八条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一項第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。
船舶	（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）	（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）
船舶	二 法第十一條第一項第一号イ及び第四十三条第一項第一号イに規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十第一項に規定する先進船舶（平成三十一年三月三十一日以前に建造契約が結ばれたものについては、同年四月一日以後に建造に着手されたものに限る。）のうち、次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるもの	二 法第十一條第一項第一号及び第四十三条第一項第一号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十第一項に規定する先進船舶（平成三十一年三月三十一日以前に建造契約が結ばれたものについては、同年四月一日以後に建造に着手されたものに限る。）のうち、次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
船舶	イ・ロ （略） （環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶）	イ・ロ （略） （環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶）
船舶	三 法第十一條第一項第四号及び第四十三条第一項第四号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶	三 法第十一條第一項第三号及び第四十三条第一項第三号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

附  
則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。